# 熊本市民病院院外閲覧システム用
# タブレット賃貸借（長期継続契約）
# 仕様書

令和 8 年（2026 年）10 月

熊本市立熊本市民病院

1　件　名

熊本市民病院院外閲覧システム用タブレット賃貸借（長期継続契約）

2　賃貸借の目的

医師が院外画像参照システム（SYNAPSE ZERO）を利用して、院外から医療用画像情報を閲覧しながら当直医師等の診療を援助できるようにするため、タブレット端末及び通信回線を調達する。

3　タブレット端末及び通信回線サービスの仕様等

⑴　タブレット端末の仕様

以下の仕様を満たすタブレット端末を履行期間において提供すること。

| | |
|---|---|
| 台数 | ：16 台 |
| 機種 | ：iPad Wi-Fi＋Cellular モデル |
| 通信機能 | ：Wi-Fi 及び５G 利用可能 |
| OS | ：iPadOS26 以上 |
| CPU | ：Apple A16 チップ又は同等以上の性能を有すること。 |
| 容量 | ：128GB 以上 |
| ディスプレイ | ：10.9 インチ以上 |
| 付属品 | ：充電に必要なケーブル及び充電器等の付属品 |
| その他 | ：端末の機種は新品で統一されていること。 |

⑵　通信回線の仕様

以下の仕様を満たすデータ通信回線 16 回線を提供すること。

ア　⑴に記載のタブレット端末で利用可能な 4G/5G 通信方式であること。

イ　１か月当たり、定額で 50GB の通信量を共有できること。

ウ　通信に障害が発生した場合、速やかに対応すること。

4　納入場所

熊本市立熊本市民病院（熊本市東区東町４丁目１番６０号）　他

5　賃貸借期間

⑴　自：令和 9 年（2027 年）2 月 1 日～至：令和 14 年（2032 年）1 月 31 日

本件契約書第 8 条及び第 25 条の規定に基づき、受注者は、令和 9 年（2027 年）2 月 1 日までに、タブレット端末全台（16 台）について、３⑵の通信回線サービスが利用できる状態で４の納入場所に納入し、検査を受けること。

⑵　保守期間については、賃貸借期間と同一とする。

ただし、発注者の責めに帰すべき事由による損害を除き、賃貸借期間開始までは、受

注者が調達機器の補償をすること。

6　セキュリティ要件

以下のMDM（モバイルデバイス管理）サービスを付帯すること。

⑴　遠隔から端末対象のロックが可能であること。

⑵　遠隔操作により端末の利用制限が実施できること。

⑶　⑴⑵を集中管理できること。

⑷　遠隔から対象端末の初期化又はデータ消去ができること。

⑸　デバイスの位置情報の取得ができること。

⑹　アプリケーションの利用制限の設定ができること。

⑺　デバイス管理（パスワードポリシー、Wi-Fi設定、他機器との接続制限）ができること。

⑻　端末のシリアル番号、IMEI、電話番号又は回線識別番号その他端末管理に必要な状況を一覧で確認できること。

⑼　端末の紛失、盗難又は利用停止が必要となった場合に、発注者の求めに応じて速やかに回線停止等の対応ができること。

7　保守要件

以下の仕様を満たす保守サービスを提供すること。

⑴　タブレット端末及び通信回線サービスに関する問い合わせ及び回線停止を行えるヘルプデスクサービスを用意すること。ヘルプデスクは365日の受付体制を確保し、タブレット端末の利用者からの問い合わせも受付可能であること。なお、契約締結後速やかに、受付方法、受付時間、対応時間、緊急時の連絡方法及び対応範囲を発注者へ提示すること。

⑵　故障・紛失時は、本契約に含まれる保守サービスにより、修理、交換、代替機提供、回線停止その他必要な対応を行うこと。

⑶　契約締結後速やかに、⑵の保守サービスの具体的な内容を記した図書を提供すること。

8　納品物及び提出物

受注者は、納入時又は契約締結後速やかに、次の物品及び資料を発注者へ納品又は提示すること。

⑴　タブレット端末16台及び充電に必要な付属品一式

⑵　通信回線16回線の利用に必要なSIM、eSIM又はこれに相当する情報

⑶　MDMサービスの利用に必要なアカウント情報、管理画面の利用方法及び操作手順書

⑷　端末管理台帳（端末名、シリアル番号、IMEI、電話番号又は回線識別番号を含む。）

⑸　ヘルプデスク連絡先、受付時間、対応手順及び故障・紛失時の対応手順
⑹　毎月の通信データ量を確認する方法に関する資料
⑺　賃貸借期間満了時の返却手順及び端末内データの削除方法に関する資料

9　履行期間終了時の措置

契約期間満了後、端末は返却する。返却の際には工場出荷時の状態に戻す必要があるため、その手順を示すこと。

10　その他

⑴　利用開始時の設定等

端末利用開始時の初期設定、MDM 設定及び SYNAPSE ZERO との連携作業は、当院側において行う。

⑵　通信実績の通知

契約通信回線を利用した毎月の通信データ量を端末ごとに通知すること。ただし、Web サイト等での閲覧も可とする。

⑶　請求及び支払い方法

請求は１か月払いとする。受注者は、全回線分の賃借料（タブレット基本料、回線使用料、ユニバーサルサービス料及び諸費用）を一括して請求し、請求書には全回線分の賃借料の総額を記載すること。

なお、当該請求書には、個別の費用の内訳（個々のタブレット基本料、回線使用料及び諸費用）を記載すること。

⑷　熊本市情報セキュリティポリシー（基本方針及び対策基準）を遵守すること。
⑸　本仕様書に定めのない事項及び仕様書に定める内容に疑義が生じた場合は、双方協議の上決定する。